

徳川林政史研究所蔵 尾張徳川家文書目録(九)

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「尾張徳川家文書」について収録したものである。「尾張徳川家文書」は、現在、「尾一」～「尾八」の文書群で構成されており、そのうち「尾一」～「尾四」は、昭和一〇年（一九三三）に財団法人尾張徳川黎明会（現在の公益財団法人徳川黎明会）によって開設された蓬左文庫において整理・分類されたもので、「尾五」～「尾八」は、その後当研究所において整理された文書群である。本号では「尾張徳川家文書目録」（九）として、「尾五」の文書群のうち、史料番号二二一～四〇〇までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することが困難であるため、「尾一」～「尾八」までの文書群を複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④作成者（または差出）↓宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

一 番号は、原則として、過去に蓬左文庫によって付された枝番号形式の番号を使用した。一部については、以前に当研究所において付された番号を使用したものもある。本目録の配列は、この番号の順序にしたがっている。なお、史料の配列や出納・閲覧の都合上、欠番号はそのままにしてある（本号の目録では、尾五―二七一、二八一、三九一が欠番号である）。

一 表題は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示した（なお、内題と外題が同じ場合には、（ ）の表記は省略した）。ま

た、表題のみでは内容の把握が困難と考えられる史料については、必要に応じて表題の直後に（ ）付きで内容に関する補記を行った。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については、（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がなくても、おおよその作成年代がわかる場合には、（安政年間）、（江戸末期）、（明治初年）などと付して、該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には、（年不詳）とした。刊本・写本の場合は、その史料が刊行または、書写された時点の年次を表記し、刊本のうち、後印本であることが明らかな場合のものについては、初版年次に続いて（ ）付きで後印年次を記した。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機 of 異なる複数の史料を綴ったもの）・帖（折本）・卷子などと示した。小型本については、「横・小」、「縦・小」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮して、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での冊数を採用した。

一 備考には、史料の概略や別題、史料の中に挟み込まれた書状・書付・絵図面および綴じ込まれた文書の有無、欠本、合綴、改装の状態など、必要と思われる事柄を＊印を付けて適宜記した。

一 複数におよぶ冊子で構成されている史料については、出納や閲覧の便宜のため、原則として各冊ごとの細目を掲載した。細目の各項目における配列は、表題・年月日・作成者（または差出）↓宛所・形態・備考（冒頭に※を付した）の順とし、それぞれを二字アキで示したが、該当する

項目に記載がない場合には、省略して表記している。

- 一 本目録は、当研究所で過去に採録したカードを基礎とし、これに今回の目録掲載に際して改めて実施した内容調査の結果を加えて構成した。内容調査、データ入力、および原稿化作業は、藤田英昭が担当した。

尾張徳川家歴代藩主一覽

代	諱	生没年月日	藩主就任期間	諡号 院号	実父 生母	正室(簾中) 継室
1	義直	慶長五年一月二八日 慶安三年五月七日	慶長一二年閏四月二六日 慶安三年五月七日	敬公 院号	徳川家康 御龜(相應院)	春姫(高原院、浅野幸長女)
2	光友	寛永二年七月二九日 元禄一三年一〇月一六日	慶安三年六月二八日 元禄六年四月二五日(隠居)	正公 瑞龍院	義直 尉(歡喜院)	千代姫(靈仙院、徳川家光女)
3	綱誠	慶安五年八月二日 元禄一二年六月五日	元禄六年四月二五日 元禄一二年六月五日	誠公 泰心院	光友 千代姫(靈仙院)	新君(瑩珠院、広幡忠幸女)
4	吉通	元禄二年九月一七日 正徳三年七月二六日	元禄一二年七月一日 正徳三年七月二六日	立公 円覚院	綱誠 下総(本寿院)	輔君(瑞祥院、九条輔実女)
5	五郎太	宝永八年一月九日 正徳三年一〇月一八日	正徳三年八月二九日 正徳三年一〇月一八日	達公 真巖院	吉通 輔君(瑞祥院)	安己君(光雲院、近衛家熙女)
6	継友	元禄五年二月八日 享保一五年一二月二七日	正徳三年一二月一日 享保一五年一二月二七日	曜公 晃禪院	綱誠 和泉(泉光院)	
7	宗春	元禄九年一〇月二六日 明和元年一〇月八日	享保一五年一二月二八日 元文四年一二月三日(隠居)	暹公 章善院	綱誠 梅津(宣揚院)	
8	宗勝	宝永二年六月二日 宝曆一一年六月二四日	元文四年一二月三日 宝曆一一年六月二四日	戴公 賢隆院	松平友著 繁(円珠院)	三姫(宝蓮院、徳川吉通女)
9	宗睦	享保一八年九月二〇日 寛政一一年一二月二四日	宝曆一一年八月五日 寛政一一年一二月二四日	明公 天祥院	宗勝 嘉代(英巖院)	好君(転陵院、近衛家久女)
10	斉朝	寛政五年八月二三日 嘉永三年五月一三日	寛政一二年一二月二九日 文政一〇年八月一五日(隠居)	順公 天慈院	一橋治国 彰君(乘蓮院)	淑姫(清湛院、徳川家斉女)
11	斉温	文政二年五月二九日 天保一〇年三月二六日	文政一〇年八月一五日 天保一〇年三月二六日	僖公 良恭院	徳川家斉 瑠璃(青蓮院)	愛姫(琮樹院、田安斉匡女)
12	斉荘	文化七年六月一三日 弘化二年七月二〇日	天保一〇年三月二六日 弘化二年七月二〇日	懿公 大覚院	徳川家斉 蝶(速成院)	福君(俊恭院、鷹司政熙女)
13	慶臧	天保七年六月一五日 嘉永二年五月七日	弘化二年八月二日 嘉永二年五月七日	欽公 顕曜院	田安斉匡 れい(青松院)	猶姫(貞慎院、田安斉匡女)
14	慶勝	文政七年三月一五日 明治一六年八月一日	嘉永二年六月四日 安政五年七月五日(隠居)	文公 賢徳院	松平義建 規姫(眞證院)	矩姫(貞徳院、丹羽長富女)
15	茂徳	天保二年五月二日 明治一七年三月六日	安政五年七月五日 文久三年九月一三日(隠居)	顕頭院	松平義建 みさを(陽清院)	政姫(崇松院、丹羽長富女)
16	義宜	安政五年五月二四日 明治八年一二月二四日	文久三年九月一三日 明治八年一二月二四日	靖公 隆徳院	慶勝 多満(禎正院)	

※「御家御統帳」「御日記」「御記録(徳川林政史研究所蔵)」、「尾張徳川家系譜(『名古屋叢書三編』第一卷)より作成。なお、系譜・家譜によつて生没年月日に若干の相違がある。なお、一六代義宜は当主であつた期間を記す。

番 号 表 題

年月日

作成者(差出・宛所)

形態・数量

尾五―三三

御新田金口之内御囲金并窮民御救御手当金三千両御勝手方御勘定所江御下ケ一卷〔御新田金三千両御下ケ一卷〕

嘉永四年四月

縦 一

尾五―三三

乙川新田之一件

文政八年

〔徳川家〕

縦 一

* 熱田医王院の御新田金拝借に関する書状や絵図多数あり。〔乙川村前新田年貢米勘定〕「知多郡乙川前新田御小納戸寺社及御所扣相成候以来御払三相成候迄取扱之一巻留」〔天保三年辰二月乙川前新田御払金勘定一件〕などの書状が関連文書とともに綴り込まれている。

尾五―三三

安政六未年 御新田金之内御園金口御勘定帳

万延元年三月

伊藤司馬介(印)・湯浅為次郎(印)

縦 一

尾五―三四

海西郡飛嶋新田前南飛嶋野跡新開取立約定為取替証文

文政七年八月

大河内庄兵衛(印)ほか九名〔鯛浦村〕

縦 一

尾五―三五

永久約定為取替証文

天保九年九月

政成新田地主中〔鯛浦村〕

縦 一

尾五―三六

〔政根録〕

〔文政七年〕天保二年

大河内庄兵衛・笹屋惣助ほか〔鯛浦村〕

縦 一

* 政根録「海西郡飛嶋新田地先南飛嶋野跡新田築立方仕様帳」〔天保二年卯三月海西郡政成新田之内元津郷検地帳〕〔天保二年卯三月海西郡政成新田之内政成分検地帳〕などの項目で構成される。

尾五―三七

重宝新田畑方提帳

嘉永二年閏四月

横 一

尾五―三八

南大手堤御普請覚帳

明治元年一〇月

道徳前御新田庄屋・組頭〔徳川〕

横 一

尾五―三九

西南両大手御普請買上土日々勘定帳

明治二年三月

(道徳前御新田)庄屋・組頭

横 一

尾五―四〇

西大手堤懸所取繕ひ御普請勘定帳

明治二年九月

道徳前御新田庄屋

横 一

* 表紙に「忝印」と朱書あり。

尾五―四三

〔御小納戸金無利年賦返金受取〕

丑二月

御城御小納戸役所(印)〔徳川〕

横 一

尾五―四三

御小納戸御用挽廻帳

元治二年四月

〔徳川〕

横 一

尾五―四三

御小納戸御新田金十五ヶ年賦返上未年取立銘紙

(明治)

縦 一

* 末尾に「右之通銘紙相添酉二月十二日御小納戸江柴田為吉持参いたす」と記載あり。

尾五―四四

〔御小納戸金借用願書 田畑書上帳共〕

(文化九年)文化一四年

縦 三

第一冊〔文化以降 御小納戸金借用願書 田畑書上帳共二〕 文化九年二月

※「田畑書上帳 春日井郡市野久田村」「田畑反教書上帳 市之久田村」などが記載される。

第二冊 [文化以降 御小納戸金借用願書 田畑書上帳共二] 文化一四年十二月

※「文化拾四年丑十二月 濃州羽栗郡三宅村田畑高反別帳」「羽栗郡三宅村田畑高帳」「中嶋郡木全村反別書上帳 外ニ絵図相添」「質地反別帳 三州賀茂郡 寺部」などが記載される。

第三冊 [文化以降 御小納戸金借用願書 田畑書上帳共三] 文化一四年二月

※「願書」「海東郡小津村同郡諸桑村地所覚」「文化十四年丑五月 愛知郡猪子石村地所覚帳」などが記載される。

尾五十三

〔御小納戸金(借用)願書〕

第一冊 [文化以降 御小納戸金願書一] 文化一四年 [徳川] ↓御小納戸御役所

※「高反別覚帳 春日井郡法成寺村」「文化十三年子十月 御小納戸御金拝借奉願上候付百姓拝借主持高書上帳 愛知郡中野高畑村」などが記載される。

第二冊 [文化以降 御小納戸金願書二] 文化一四年 [徳川] ↓御小納戸御役所

※愛知郡諸輪村・春日井郡東杉村・土岐郡平岩村などからの願書が記載される。

第三冊 [文化以降 御小納戸金願書三] 文化一四年 [徳川] ↓御小納戸御役所

※「文化十四年丑五月 願書 愛知郡諸輪村勘右衛門」「御武具屋惣左衛門借用一件」などが記載される。

第四冊 [文化以降 御小納戸金借用願書 田畑書上帳共四] (文化一四年) ↓御小納戸御役所

※海西郡馬ヶ池新田や丹羽郡善師野村・富岡村・岩倉村などの願書や「愛知郡高須賀村地所覚」「小藤教馬の御引揚高御替地分御勘定帳 大曾根村庄屋 清三郎」などが記載される。

第五冊 [文化以降 御小納戸金借用願書 田畑書上帳共五] 文化一四年 ↓御小納戸御役所

※海東郡西之森村・同郡新居屋村などの願書や「文化十四年丑十一月 質地反別帳 三州賀茂郡平井村」などが記載される。

第六冊 [文化以降 御小納戸金借用願書 田畑書上帳共六] 文化一四年 ↓鳴海御役所

※七月 野並村百姓共御小納戸拝借願ニ付内輪相訂候義ニ付申達候書付」「文化十四年丑十二月 地所持高書上帳 愛知郡米野木村」などが記載される。

第七冊 [文化以降 御小納戸金借用願書 田畑書上帳共七] 文化一四年 ↓御小納戸御役所

※「反別帳(愛知郡中根村内高木八郎左衛門知行所)や「反別帳 愛知郡露橋村内高木八郎左衛門様御知行所 百姓七右衛門」などが記載される。

尾五十三

〔万延二年 御小納戸役所願書〕

(万延元年〜文久元年)

[徳川] ↓御小納戸御役所

*大曾根土持工事に関する明治期の「日記」や奥向入用に関わる書付が綴り込まれている。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾五二三 〔卯二月御小納戸金願書〕

卯二月

御新田金取扱人中萱津村善右衛門ほか
五名(徳川)↓大御代官御役所

縦 一

*大御代官所からの申渡書も綴り込まれている。

尾五二三 〔御小納戸金書類〕

(文化七年〜明治六年)

〔徳川〕

縦 四

第一冊 〔文政以降御小納戸金書類一〕

(文化七年〜天保五年) 〔徳川〕

※〔熱田東浜御殿跡畑御年貢麦〕(文化一二年〜弘化元年)も記載される。

第二冊 〔安政五年以降御小納戸金書類二〕

(安政五年〜文久元年) 〔徳川〕

※一五代当主徳川茂徳の初入国や元千代(一六代当主徳川義宣)の下向などに従った御供之輩へ貸し渡した御小納戸金が記載される。

第三冊 〔慶応二年以降御小納戸金書類三〕

(慶応二年〜明治二年)

神山茂左衛門ほか(徳川)↓棚橋忠右衛門殿

※用水御手当・物成御差継ほか御小納戸金の運用などが記載される。

第四冊 〔慶応三年以降御小納戸金書類四〕

(慶応三年〜明治六年) 〔徳川〕

※窮民御救金高などが記載される。〔知多郡有脇村土普請積り書扣〕が綴り込まれている。

尾五二三 〔弘化・嘉永御小納戸支払留〕

(天保一三年〜嘉永三年)

〔徳川家〕

縦 一

*絵図が綴り込み。

尾五二四 〔江戸御小納戸日記〕(在京日記)

(文久三年)正月二五日

御小納戸頭取(徳川)

縦 一

〜二月九日

*一五代当主徳川茂徳在京中の御小納戸日記。在京中に発せられた達なども記載されている。

尾五二四 〔御普請中日記〕

(安政六年)

道徳前新田元小屋詰(徳川)

縦 一

*「御普請中日記」(安政六年三月七日〜四月九日)、「御普請御入用金銀渡判帳」「道徳前新田堤損所繕ひ御普請調帳」「日記」(万延元年閏三月一二日〜四月二〇日)が記載される。

尾五二四 張出留

嘉永四年

御小納戸

縦 一

*「公儀御代々」「御家御代々」「御名順并御誕生日」「諸御稽古事等極」「御精進」「御屋形衣服定」「御城衣服定」「御間向并上御庭御席御茶屋之御模等筆者」「御家中之輩等御目見之節御出入」「金毘羅宮御祭事等規則」などが記載される。

尾五二四 〔御小納戸日記抄〕

(明和八年)三月二九日

〔御小納戸頭取〕

縦 一

〜五月六日

*九代当主徳川宗睦の時期のもの。四月六日に宗睦は江戸を出立し、同月一五日に着城。同月二八日に中務大輔(高須四代当主松平義孝)が死去したことなどが記載される。

尾五―四 道德前新田御払可相成哉之一卷 嘉永六年 縦 一

尾五―四 藪代金之覚(大曾根下屋敷門前借家分) (享保一八年〜寛延元年) (名古屋大曾根) 横半 一

尾五―四 大曾根御屋舖留 (明治三年〜同四年) 御年貢地懸(徳川) 縦 一

*表紙に「官有道路溝渠誤謬訂正相願候節証拠書類ニ差出候分」と朱書あり。表紙に「第一号」と記載される。掛紙あり。成瀬従五位(正肥)より大曾根屋敷の引き渡しについての記事が記載される。「石河太八郎殿大曾根下邸被差上一卷」も綴り込まれている。

尾五―四 大曾根御扣留 建中寺西畑共 (明治三年〜同二年) (徳川) 縦 二

第一冊 (大曾根御扣留上) (明治三年〜同一年) 御家従(徳川)

第二冊 (大曾根御扣留下) (明治一七年〜同二年) (徳川)
※大曾根御屋敷の畑方に関する願書・絵図あり。

尾五―四 大曾根御屋敷 田方控元帳 (明治三年〜同五年) 御年貢地懸 縦 一

*表紙に「第八号」と記載される。

尾五―四 大曾根御屋敷 畑方控元帳 (明治三年〜同九年) 御年貢地懸(徳川) 縦 一

*表紙に「第九号」と記載される。

尾五―五 下御庭畑方御年貢米取立帳 慶応三年二月 (徳川) 縦 一

尾五―五 (嘉永二年御年貢米勘定帳他) (嘉永四年〜万延元年) 三浦又四郎・小嶋九郎八ほか二名 縦 一

*[嘉永二酉年御年貢米勘定帳][嘉永三戌年 御新田金納払御勘定帳][嘉永三戌年 御新田金之内御田金口御勘定帳][嘉永三戌年 所々御扣地田畑御年貢御勘定帳]や書状が多数綴り込まれている。

尾五―五 (明治四年 元御船藏地内田畑取扱留) (明治三年〜同五年) 御年貢地懸(徳川) 縦 一

*白鳥御船藏内田畑に関する記事がある。書状・絵図が綴り込まれている。

尾五―五 建中寺西畑控元帳 明治三年 御年貢地懸(徳川) 縦 一

尾張徳川家文書目録(九)

番 号 表 題

年月日 作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾五―二五 〔東起村田畑帳面〕

(享和三年～文化三年) 〔徳川〕

縦 一

*「田畑帳面式冊入東起村」と表紙に記載された横帳を綴り込んでいる。「(拝借金返上困難ニ付加地子米差上ニ関する願書)」(文化三年)などが綴り込まれている。

尾五―二五 〔元舟蔵田畑取扱留同私下願〕

(明治六年～同九年) 〔徳川〕

縦 一

*白鳥御船蔵内田畑に関する記事がある。

尾五―二五 出来町野寄清左衛門明組屋敷御年貢元帳

明治三年 御年貢地懸

縦 一

尾五―二五 〔高田方町数書上帳 拝借金田畑御引当古帳〕

(文化一〇年～同一四年)

縦 一

*春日井郡東志賀村・西志賀村のもの。その他春日井郡九之坪村の「銘々持高書上帳」(文化一三年)や愛知郡諸輪村勘右衛門の「實地反別帳」(文化一四年)などが綴り込まれている。

尾五―二五 〔御割符之事〕

(江戸期)

縦 一

*御伝馬宿入用・六尺給米・御蔵米入用・口永・大豆代などが書き付けられる。

尾五―二五 〔割符書付包紙綴〕

(酉年～辰年) 〔徳川〕

縦 一

尾五―二五 所々田畑耕地御年貢小割帳

(明治) 御小納戸

縦 一

*表紙に「東ノ部耕地絵図添」と記載あり。「御下屋敷内畑」「御添地田畑」「建中寺田畑」「出来町畑」の項目がある。

尾五―二五 〔尾州濃州江州分御蔵入御免相目録〕

(明治三年～同八年)

縦 一

*「道徳御新田箴根寛帳」(未四月)、「御下屋敷内田畑起返方等江付御入用金借用手形并返済之訳」(明治二己巳五月)、「御新田金御土蔵入」なども綴り込まれている。

尾五―二五 熱田屋敷方并畑年貢帳

承応四年未正月吉日 横田権之助(印)ほか一名(徳川)

縦 一

尾五―二五 〔田畑書上帳〕

(文化九年～天保二年) 〔徳川〕

縦 一

*「田畑書上帳」(文化九年甲十一月、春日井郡市野久田村治助扣)、「田畑名寄帳」(春日井郡山崎村)、「田畑書上帳」(春日井郡小針村)などが綴り込まれている。ただし、綴られず挟み込まれた状態の文書もあり。

尾五―二五 証拠質地書上帳(濃勢州御廻米廻船差配継年季二付)

文化五年三月

縦 一

廻船差配人敦賀屋庄右衛門(印)ほか一名

↓御勘定所

*奥書あり。

尾五―三六 起田畑坪数并代銀調帳

明治三年四月

大曾根御屋敷〔徳川〕

横 一

尾五―三六 畑方水帳

明治三年四月

大曾根御屋敷〔徳川〕

横 一

尾五―三七 〔田方雀喰口分〕

〔幕末〕明治初年

〔徳川〕

縦 一

*〔田方雀喰之分〕「畑方」「寅年引之分」「寅年田方割引」「十月廿一日迄十二月十一日迄日数四十九日之間滞船入用」「船中入用買上物はしめ問屋附札等」「船中雜用」「四月十日ヨリ五月四日迄日数二十五日之間滞船入用」「御客様御入用物品戴拾人前之見込」の項目に分かれる。

尾五―三八 御年貢米并加地子取立帳 附り作人口附記

嘉永四年九月

持主 山口新右衛門元清

横 一

尾五―三九 〔作徳改正ニ付下調帳〕

戊〔文政九年〕二月

〔徳川〕

横 一

*〔大代官〕「ミスノ」「キヨス」「コマキ」「ウタス」「ナルミ」「キタ方」の項目に分かれる。

尾五―四〇 〔検地野帳〕〔覚書〕

〔明治期〕

〔徳川〕

横半 一

尾五―四一 御免相目録

*表紙に「地方御勘定所蔵書写」と記載あり。

〔宝暦元年〕明治二年

〔尾藩地方勘定所〕

縦 一

尾五―四二 〔弘化以後 負債額調帳〕

*弘化元年以降の負債金額人名内訳。

〔幕末〕明治初年

縦 一

尾五―四三 〔諸品入札調帳〕

*「ろ印 諸品入札調帳」「市井科ヨリ請取候御道具入札帳」「い印 御道具入札帳」「白鳥丸初御幕類入札調帳」「幕類初御払物入札代料調帳」の項目で構成される。

〔幕末〕明治初年

縦 一

尾五―四五 出水御入用渡判帳〔請取書〕

文化二年亥二月

〔徳川〕

縦 一

尾五―四六 〔御作事御用代請取手形〕

〔明治四年〕辛未

↓内家御作事御役所様

縦 一

尾五―四七 〔運上金未納ニ付作徳地調下〕

〔文政四年〕巳五月

〔徳川〕

縦 一

*〔鳴海支配〕「岡支配」「小牧支配」「水野支配」「大代官支配」「是迄御勘定所引受之分 御米役所取扱ニ相成跡」の項目で構成される。

尾五―四八 御勝手向凡積

〔明治元年〕同〔一六年〕

〔徳川〕

縦 一

尾五―四九 〔明治元年 上納帳 明治四年 東京詰人別他〕

〔嘉永三年〕明治四年

〔徳川〕

縦 一

*〔請取申銀子之事〔明治三年〕、「卒東京詰人別」「御屋形江 貞慎院様 鉦姫御侍受候御作事向江付被下」などの項目で構成される。ほかに「嘉永三戌年 御算筭入記」「明治元辰年 上納帳」などが綴り込まれている。貞慎院は二代当主徳川齊荘の正室猶姫、鉦姫は同齊荘の四女。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

尾五―二六〇

御払居先納金取立帳

明治四年

知多郡西浦分

縦一

*表紙に「式冊之内」と記載あり。

尾五―二六二

明君美事(徳川慶恕事蹟略)

(嘉永→安政)

〔徳川〕

縦一

*一四代当主徳川慶恕(慶勝)の家督相続から隠居慎までのことが記載される。

尾五―二六三

雑用米代渡帳

(明治三年→明治四年)

倉廩懸〔徳川〕

縦一

*「雑用金渡判取帳」「職禄米売払渡判帳」「未春渡雑用米」「未四月渡雑用米代調」「未秋職禄」「未秋雑用」「辛未十月渡雑用米代金渡方調」などの項目で構成される。

尾五―二六四

〔旅籠支度并切手調帳〕

明治四年

〔徳川〕

縦一

*「明治四年未正月 旅籠支度并切手調帳」「未二月往来旅籠帳」「旅籠帳」(名古屋藩藤井左織内平野周助)が綴り込まれている。

尾五―二六五

〔権門駕造用一件〕

明治四年

〔徳川〕→東御屋敷内家御局

縦一

尾五―二六六

八雲隊之内無忌ニ而相勤候家江被下候御扶持方調下

明治三年

倉廩懸り〔徳川〕

縦一

尾五―二六七

御建白(大綱五条二付)

(明治四年)辛未五月

名古屋藩知事 徳川慶勝〔徳川〕

縦一

↓弁官御中

*裏表紙に「御建白勝野様へ御預り」と書かれた付札あり。

尾五―二六八

〔内密人別帳〕

(明治)

〔徳川〕

縦一

*「内密頭書」「内密下調」「内密人別帳」が綴り込まれている。従一位様(一七代当主徳川慶勝)・従三位様(一六代当主徳川義宣)・貞慎院様(二二代当主徳川齊荘の正室)・御簾中様(徳川慶勝の正室 矩姫)・御子様方御四人に附属する家令・家扶・老女などの人数が記載される。貼札・付札多数あり。

尾五―二六九

〔入札御払物調帳〕

(明治)

*「からくた物入札御払物調帳」「御払物代書取帳」「箱初碇入札調帳」「碇鎖御払代調」「古木類棹檣板仕組屋形御払代調帳」などが綴り込まれている。

尾五―二七〇

京都残御用金銀請払帳

嘉永元年

御広敷御用達〔徳川〕

縦一

*「御大変」「御当用残金」「御当用」「御払物代」「御貯金」の項目で構成される。書状数点が挟み込まれている。

尾五―二七一

〔御金渡判帳〕

(安政元年→同二年)

〔徳川〕

縦二

第一冊 〔大代官・小牧・清洲・佐屋・支配所之者共江御金渡判帳一〕 〔安政元年～同二年〕 〔徳川〕

※〔大代官・小牧・清洲・佐屋・支配所之者共江御金渡判帳〕「神社奉行支配之分御金渡判帳」「佐屋御代官支配所追増之分御金渡判帳」の項目で構成される。「地震ニ而難洪之者共江從御側被下金渡判帳」などが記載される。

第二冊 〔町方北方・鵜多須・支配所之者共江御金渡判帳二〕 〔安政二年〕 〔徳川〕

※〔町方・北方・鵜多須・支配所之者共江御金渡判帳〕「熱田・鳴海・横須賀・水野・御金渡判帳」などの項目で構成される。「地震ニ付難洪之者共江被下金渡判帳」や各村ごとに倒壊家屋が記載される。

尾五―五二 〔古金銀等御改一巻〕 嘉永七年 〔御小納戸頭取〕〔徳川〕

*〔嘉永七年寅閏七月・古金銀等御改一巻〕〔御道具類江戸表江御差下二付書上〕〔安政三年〕が綴り込まれている。

尾五―五三 〔御天守御土蔵古金銀書上〕 天保一三年 〔御金奉行〕〔徳川〕

*〔御金奉行差出候御天守御土蔵古金銀等書付之写〕〔寅七月〕、「金器之記」が綴り込まれている。

尾五―五四 〔御天守御土蔵入御大切金銀取扱一巻〕 天保一四年 〔徳川〕

*〔天保十四年卯十月ヨリ御天守御土蔵入御大切金銀取扱一巻〕〔御小納戸頭取〕、「御天守納金銀御直封御半櫃入記」二点）が綴り込まれている。

尾五―五五 用水井組高帳 〔江戸～明治期〕 御勘定〔御勘定所〕

第一冊 〔用水井組高帳上〕 〔江戸～明治期〕 御勘定〔御勘定所〕

※川村定井組ほか四〇組の高が記載される。

第二冊 〔用水井組高帳下〕 〔江戸期〕 〔御勘定〕

尾五―五六 〔御側御貸金返納一件留〕 〔明治元年〕辰 〔徳川〕

*〔手附同心申達候書付〕「下中村の差出候書付」〔辰十二月六日 御側御貸金返上方之儀ニ付申上候書付〕〔深澤新平〕、「御側御貸金返上方之儀ニ付申上候書付」〔茜部伊藤五〕、「願書」とそれぞれ掛紙などがある文書が綴り込まれている。

尾五―五七 〔濃州并立田輪中夫食被下二付御廻村御勘定帳〕 〔文久三年〕亥 〔徳川〕

*〔亥七月十一日 支度代払帳〕〔御小納戸役所〕、「亥七月人足賃銭払帳」〔御小納戸〕が綴り込まれている。

尾五―五八 〔道徳前新田御普請留〕 〔元治元年～明治六年〕 〔御年貢地懸〕

*〔南大手堤西以伏替之事〕ほか三八件の普請について記載される。

第一冊 元治元子年より道徳前新田御普請留（上） 〔元治元年～慶応元年〕 〔御年貢地懸〕

※「巻」から「六」までの記事が記載される。書状の貼付あり。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

第二冊 午九月十九日暴風ニ付道德前新田南大手堤御普請留(道德前新田御普請留中)

(慶応元年→同三年)

御年貢地懸

※「七」から「式拾五」までの記事が記載される。書状の貼付あり。

第三冊 明治二巳二月より道德前新田南大手堤西垣る西江腹附御普請一卷(道德前新田御普請留下)

(明治二年→同六年)

御年貢地懸り

※「式拾六」から「三十七」までの記事が記載される。書状の貼付あり。

尾五―五九〔地並御作事御入用〕

(慶応二年→明治四年)

〔徳川〕

縦

*新御屋敷ほかの風破修復御入用などが記載される。〔稽古場取立入用勘定帳(寅一〇月、前田又四郎)も綴り込まれている。〕

尾五―〇〇〔山路初中仙道為差立御入用御勘定帳〕

(明治四年)未

〔徳川〕

縦

*〔東照宮神官困窮ニ付救助願〕「〔御雇卒入替ニ関する書付〕」「〔近衛様御勝手向ニ付書状〕」なども綴り込まれている。

尾五―〇一〔藤屋竹藏調達金返済渡判帳〕

天保一四年二月

縦

*ほかにも大森村庄屋などの「〔金銭受取状〕」や大宝新田長尾治右衛門の「〔大豆献上願〕」なども綴り込まれている。

尾五―〇二〔新御殿金借用願書〕

(弘化三年→安政五年)

〔徳川〕

縦

*〔御内々拝借仕金子之事〕(弘化三年午二月)、「乍恐以書付御訴訟奉申上候」(賃金滞ニ付、安政五年四月二日)が綴り込まれている。

尾五―〇三〔慶応四辰年女中取扱留(扶持米請取)〕

(慶応四年→明治二年)

御用達(徳川)↓御蔵御役所

縦

*表女中・御取揚姥・御乳持の御扶持米渡方について書き上げたもの。

尾五―〇四〔明治三年上畠裏御屋敷入用勘定帳〕

(慶応三年→明治三年)

半田一斎(徳川)

縦

*〔午九月上畠裏御屋敷江附候御入用勘定帳(半田一斎)、「卯十二月上畠裏御屋敷江附候当卯年御入用勘定帳(住山新八)などが記載されている。〕

尾五―〇五〔御暇女中西京江為御差登御入用御勘定帳〕

(明治三年→同五年)

〔徳川〕

縦

*〔明治三年午月 御暇女中西京江為御差登御入用御勘定帳〕「未年 不浄米代金上納帳」「巳十一月晦日 良姫様御色直御召服御入用之儀ニ付申達候書付」「巳十一月廿七日 秋英院様御卒去ニ付御入用立方之儀申達候書付」ほか請取状が多数綴り込まれている。良姫は一四代・一七代当主徳川慶勝の女、秋英院は慶勝の六男安千代(明治二年八月五日死去)のこと。

尾五―〇六〔明治三年御駕方御入用御勘定帳〕

(明治二年→同四年)

〔徳川〕

縦

*〔去々卯年御広敷惣御入用高〕「当巳年御広敷御入用半減之目当高」「茶道具懸奥給事の扶持米書付」「〔惣女中別段御手当書付〕」などが綴り込まれている。

尾五―〇七〔御暇女中東京表江御差下御入用御勘定帳〕

(明治二年→同四年)

長野善太郎・佐々木弥兵衛(徳川)

縦

↓会計方

尾五―三〇 *「明治三年午 御暇女中東京表江御差下御入用御勘定帳」「明治四年 御暇女中東京初江御返ニ付御入用御勘定帳」が綴り込まれている。
〔明治三年以降 御返済金ニ関スル願書〕 (慶応二年〜明治八年) 〔徳川〕 縦 一

尾五―三〇 *「新御殿拝借金訳立方之儀ニ付申達候書付」(寅二月)、「(勝川新開地代請取書)」などが綴り込まれている。
〔東京御入用帳御勘定〕 (明治三年〜同二〇年) 〔徳川〕 縦 一

*「明治三年年 東京御入用御勘定帳」「明治十年一月十日 私債消却之儀ニ付東京上等裁判処御裁判不服上告書」「大蔵省御下附金ノ内返納ノ次第手続書」などが綴り込まれている。

尾五―三〇 御蔵改覚書 明治四年九月一日 伊藤伝一郎・古瀬桂三郎(徳川)
↓平野左平治殿・伊藤次郎助殿 縦 一

*「残米改」(状)が挟み込まれている。

尾五―三二 〔從三位様御引移別段御入用御勘定帳〕 (慶応元年〜明治四年) 〔徳川〕 縦 一

*「明治四年未月 從三位様御初御引移別段御入用御勘定帳」「(御召服ニ付覚)」「(毛利大膳父子寛大之御処置ニ付達)」などが綴り込まれている。從三位様は一六代当主徳川義宜のこと。

尾五―三三 〔明治四年 從三位様御初御引移別段御入用御勘定帳〕 (明治元年)辰 〔徳川〕 縦 一

*表題の文書ではなく、「上中村の差出候書付」(辰一月)、「御側御貸渡金返上方之義ニ付申上候書付」(辰一月)などが綴り込まれている。

尾五―三三 〔職禄金返納分預り覚〕 明治四年 〔徳川〕 縦 一

尾五―三四 職禄米雑用米御扶持方等調帳 明治四年 倉廩懸(徳川) 縦 一

*「職禄米」「御扶持方」「御次米」「昼食米」「雑用米」の項目で構成される。

尾五―三五 御扶持米等渡帳 明治四年 倉廩懸(徳川) 縦 一

*「達手形之部」「御膳米払」「並米」「御米蔵覚」の項目で構成される。

尾五―三六 東京江御差戻し女中御入用請払帳 明治四年三月 〔徳川〕 縦 一

尾五―三七 御払米預り書調帳 (明治四年〜同五年) 〔徳川〕 縦 一

尾五―三八 御側寄物金御内々口 (天保〜嘉永) 〔徳川〕 縦 一

尾五―三九 献米引取高外 (明治三年〜同四年) 〔徳川〕 縦 一

*ほかに「(御祭奠米持運方達)」などの状が綴り込まれている。

番号表題	年月日	作成者(差出→宛所)	形態・数量
尾五―三〇 〔内家御船取扱留〕 * 状が挟み込まれている。	(明治三年～同四年)	(徳川)	縦 一
尾五―三一 〔舟楫御入用留〕	明治三年二月	舟楫懸(徳川)	縦 一
尾五―三三 〔御稽古場仕用書覚帳〕 * 〔御稽古場仕用書覚帳〕「御稽古御積覚帳」〔慶応二寅年文武口弘紅葉矢来柔術稽古場取建入用帳〕などが綴り込まれている。	(慶応二年)	(徳川)	縦 一
尾五―三三 御宝蔵入御道具取調帳	(明治五年)壬申	建中寺(徳川)	縦 一
尾五―三四 〔建中寺江御納メ御道具之覚〕 * 〔明治二巳年五月改御代々様并御方々様御納メ相成候御道具類之覚〕「明治二巳年五月改初音御道具覚」〔靈仙院様御深そぎ御道具入記〕「明治二巳五月改御打物員数書」などの項目で構成される。靈仙院様は三代当主徳川綱誠の正室千代姫のこと。	明治二年	(徳川)	縦 一
尾五―三五 〔御道中入用〕 * 静岡藩士への進物などが記載される。	(明治三年)	(徳川)	縦 一
尾五―三六 御簾中様御東行御入用留 * 御簾中様は一四・一七代当主徳川慶勝の正室矩姫のこと。「奥方様御上京御入用納弘御勘定面」〔明治四未十一月奥方様御上京御入用帳附御道中共〕「明治四未年御簾中様御東行一卷」〔貫効丸略図〕「午春三月未春三月一位様御東行一卷之内」の項目で構成される。	明治四年七月	役懸り家徒(徳川)	縦 一
尾五―三七 〔諸請取書〕 第一冊 〔諸請取書〕 (明治三年) (徳川) * 銀子請取の状が綴られたもの。 第二冊 〔諸請取書〕 (明治四年) (徳川) * 〔奥方様御上京御祝儀ニ付被下金請取書〕ほかの状が綴り込まれている。	(明治三年～同四年)	(徳川)	縦 二
尾五―三六 東京午年町人売上手形拾九通〔町人売上手形〕 * 銀子請取書などの状が綴り込まれている。	明治三年	(徳川)	縦 一
尾五―三九 御扶持方手形綴込	(明治三年～同五年)	(徳川)→内家会計方・内家倉庫方	縦 一

尾五―三〇 午年中町人手形〔町人手形〕 (明治元年～同二年) [徳川] ↓ 御小納戸御役所・内家局御役所 縦 一

* 銀子請取の状が綴られたもの。

尾五―三一 〔町人手形〕 (明治三年～同五年) 内家局御役所ほか〔徳川〕 縦 一

* 「未年中町人手形」「御庭秋葉宮御取建御入用」が綴り込まれている。

尾五―三二 〔延宝以降 借用証文写〕 (明治二年) [徳川] 縦 一

* 知多郡半田村小栗太郎兵衛の「〔御証文返上御救助願〕」(明治二年)に関する証文を綴ったもの。

尾五―三三 〔小払御入用請取書綴入〕 (安政三年) [徳川] 縦 一

* 「安政三辰とし小払御入用請取書綴入」「〔人足数書上〕」ほか綴り込まれている。

尾五―三四 〔調達金・愛育会書類〕 (弘化三年
～明治一六年) [徳川] 縦 一

* 愛育社(愛育会)とは、資力に乏しい愛知県出身の学徒を補助するため同郷の有志者が拠出し、学資金を貸与する団体のこと。社長徳川義禮・副社長成瀬正肥・幹事永井久一郎・同中村修の名前がみえる。

尾五―三五 名古屋御県 新調達取調書 (明治四年) 未年 農方御用達〔徳川〕 ↓ 会計局・倉廩方 縦 一

尾五―三六 御直封御半櫃金銀等入記 天保一四年 [徳川] 縦 一

一〇月二七日

* 冒頭に「寛保四甲子二月朔日西御土蔵ニ有之金銀之諸品不残左之通相改之此御長持江入 御天守江納ル者也」と記載される。

尾五―三七 〔調達金勘定書并御証文之写〕 (明治四年) [徳川] 縦 一

* 「調達金勘定書并御証文之写」(江州蒲生郡八幡町 梅村甚兵衛)、「会計局調達金御証文写四通并小割書」(神谷伝右衛門)、「明治四年辛未十二月 調達金覚」(宮町伊藤はる)、「明治四未十二月 新古調達書上ケ」(服部与三治)、「会計方御役所調達金書上」(伊藤忠右衛門)ほか綴り込まれている。

尾五―三八 〔商方御用達調金誌〕 (明治四年) [徳川] 縦 一

* 「商方御用達調金誌」「調達金御証文写并小割書」(御勝手御用達岡田小八郎)、「調達金調書」(小出庄兵衛)、「御勝手方調達金取調書」(熊谷庄蔵)、「調達金証文写」(服岡新田岡谷惣助)、「元御勝手方御勘定所 元会計科調達書」(吉田新三郎)、「会計科調達金書上」(渡辺喜兵衛)ほか綴り込まれている。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

尾五―三九

(文久→大正)

〔徳川〕

縦 一

〔堺屋治郎兵衛証文〕

※堺屋治郎兵衛とは、明治維新前後に尾張藩の御用達を務め、明治以降は奥野治郎兵衛と名乗る。窮乏のため救助を願った書状や戸籍などが綴り込まれている。

尾五―四〇

調達金証文留

嘉永二年

〔徳川〕↓地方御勘定所・御勝手方御勘定所

縦 五

第一冊 調達金証文留(一)

(嘉永二年→同五年)

〔徳川〕↓地方御勘定所・御勝手方御勘定所ほか

※表紙に「徳川江引受之分」と朱書された押紙がある。「寺社方町方仕替証文留」「外御金筋等より御本納江御借入金」「在々調達金」「在々人別調達之分」「町々調達金」「関戸哲太郎・伊達次郎左衛門・内田忠蔵調達金」「在京御用達役取扱之分」などの項目で構成される。

第二冊 〔調達金証文留四(二)〕

(嘉永二年)

〔徳川〕↓御勝手方御勘定所

※「農方御用達調達金」「商方御用達調達金」「農方御用達同格取次之分」「商方御用達同格取次之分」「八幡町調達之分」などの項目で構成される。

第三冊 調達金証文留(三)

(嘉永二年→同五年)

↓御勝手方御勘定所

※表紙に「徳川家江引受之分」と朱書された押紙がある。「嘉永元年申年迄滞利足無利足調達三相立候分」「諸役所取扱調達金」「在々調達金」「町々調達金」「岐阜調達金」「御勝手方取扱預り金」「農方御用達」などの項目で構成される。

第四冊 〔調達金証文留二(四)〕

(嘉永二年)

〔徳川〕↓御勝手方御勘定所

※「農方御用達格」「商方御用達」「商方御用達格取次之分」などの項目で構成される。

第五冊 〔調達金証文留三(五)〕

(嘉永二年)

〔徳川〕↓御勝手方御勘定所

※「商方御用達同格取次」「商方御用達格取次之分」「町奉行所御用達」「天保十三寅年人別調達之分」などの項目で構成される。

尾五―四一

御借財高寄上根帳

(寛政九年→安政三年)

〔徳川〕

縦 七

第一冊 御借財高寄上根帳

(嘉永五年→同六年)

※「御本納江御借入金」「地方御勘定所」「大代官支配所之分」「鳴海御代官所之分」「北方御代官所之分」「佐屋御代官所之分」「小牧御代官所之分」「太田御代官所之分」「横須賀御代官所之分」「清洲御代官所之分」「上有知御代官所之分」「町役所」「岐阜役所」「御勝手方取扱預り金」「在町調達」「関戸哲太郎・伊藤次郎左衛門・内田忠次郎」「農方御用達調達金」「農方御用達格」「商方御勝手御用達」「商方御勝手御用達格」「農方御勝手御用達取次之分」「商方御勝手御用達等取次之分」「八幡町」などの項目で構成される。

第二冊 寛政九巳四月訂 御借財高寄上根帳

(寛政九年)

御勝手方(徳川)

※「御側金」「御側寄物金」「佐屋川浚公儀拝借金」「目黒祐天寺永納金」「在々調達金」「亀崎村間瀬仁左衛門取扱当分調達金」「津嶋神領百姓調達」「岐阜調達金」「木曾調達金」「御勘定方取扱町々御払米代先納」「御勘定方取扱亀崎村調達金」「美濃屋惣兵衛取扱当分調達金」「中西武佐二郎手筋調達金」「嶋池又右衛門手筋調達金」「丸屋平兵衛調達金」「麻生屋権七調達金」などの項目で構成される。

第三冊 御借財根帳 (嘉永元年～安政三年)

※表紙に「公儀御拝借金初江戸表調達之部」とあり。「公儀御拝借金等」「馬喰町御用屋敷御貸渡金御借入金」「御側御下ケ金」「江戸表御勘定所取扱御借入金調達金」「安政三辰年分」の項目で構成される。

第四冊 御借財根帳 (嘉永三年～安政三年) (徳川)

※表紙に「表倉之通可被相渡之者也」「中西孫八郎手筋当分調達之分」とあり。「嘉永三戌年」「嘉永四亥年」「嘉永五子年」「嘉永六丑年」「安政元亨改嘉永七寅年」「安政二卯年」「安政三辰年」「中西孫八郎手筋大坂町人共調達金」「嘉永七寅年八月取調相渡候割賦書」「証文不相渡不決之分」の項目で構成される。

第五冊 嘉永四亥年弍 御借財根帳 (嘉永四年～同六年)

※表紙に「中西手筋調達金証文類改之分」とあり。「中西孫八郎手筋大坂町人共永納調達仕替之分」「弘化元調達元金当分置居年三朱利口証文仕替之分」「弘化元調達金并古調達年賦返済金元利共渡方滞分年三朱利付置居又ハ無利永調達ニ相成候分」「古調達金文政二卯年ノ無利年賦口并永納利足を初古調達等元利渡方滞分無利調達口とも年賦切縮証文仕替之分」の項目で構成される。

第六冊 嘉永四亥年弍 御借財根帳 (嘉永四年～安政三年)

※表紙に「中西手筋調達金証文相改候分」とあり。「利足滞分無利足調達ニ相立候分」「古調達金文政二卯年ノ無利年賦口証文仕替之分」「并簡屋平次郎并同人手筋調達金」「古調達金天保四巳年ノ無利年賦口証文仕替之分」「浜銀調達 但年々証文仕替之節」「中西手筋惣メ高」の項目で構成される。

第七冊 新御借財根帳 (巳年～未年) (徳川)

※尾州・濃州・信州・江州の御借財根帳。

尾三―三四 (御減之上勤人数)

*「御減之上勤人数」「減人数」ほか奥女中の人事に関わる書付が綴り込まれている。

(明治初年)

(徳川)

縦

一

尾三―三四 (元治二年勤日記)

(元治二年元日
～慶応元年二月晦日)

(徳川)

横

一

尾三―三四 (入札書類)

*「御蔵引取入印」「地方入印」「御蔵廻入印」などが記載されている。

(戌年～卯年)

(徳川)

横

一

尾三―三四 (入札書類)

*御払物の御道具・御幕などの入札書付を綴り込んだもの。

(明治五年申)

江川端 小伝馬町角 万友ほか(徳川)

横

一

尾三―三四 新御屋鋪出石邑御用物請取帳

明治四年五月吉日

堀田屋與助(徳川)

横

一

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

尾五―三〇七

(明治)

横一

〔御払物調帳〕

① 落札直段沓割増 御払物調帳 (明治) 御庭掛り

② (人名書付) (明治)

※いろは順。「丸印人名出兵帳ニ不見」と記載あり。

③ (配下向人名書付) (明治) 八月三日～一〇月二〇日

尾五―三〇八

慶応三年

〔徳川〕

横一

〔御用人江申達元御鷹方御帳請取之覚〕

① 御用人江申達元御鷹方御帳請取之覚 慶応三年六月～同四年二月二十九日 (御鷹方)

② 御帳目録 慶応三卯四月 御鷹方

※「万留之部」「御目付留之部」「御触留之部」「部分万留之部」「御鷹諸事留之部」「手紙留之部」「家作留之部」「背殺生留之部」「背殺生道具預書留之部」「御鷹野留之部」「御蔵届留之部」「御入国御参府沓巻留之部」「御果鷹江付留帳」「御家中鷹札小鳥札渡帳之部」「諸事留之部」「御鷹運上留帳類」「御鷹方役所被廃止一卷」「御立野一卷留」に分けて記載されている。状三通が綴り込まれている。

尾五―三〇九

文化一四丑年二月

御家老方〔徳川〕

横一

御目付方より預り金送帳

尾五―三一〇

(文久三年～慶応元年)

〔徳川〕

横一

〔安政四年諸上納金請取帳〕

① 諸上納金請取帳 (元治元年～慶応元年) 辰巳吉兵衛

② (平田取立ニ付金銭書上) (江戸後期)

③ 御新田金上納請取記 元治元年二月二日 森居伝郎九

※文久三年一二月八日より記載される。

④ 御年貢金等請取帳 元治元年二月

⑤ 当亥年御新田金未納人別書上 (文久三年)

※「御新田金当亥年返上未納分」「御側別段口返上未納」の項目が記載される。

⑥ (丑年御新田金未納人別ほか書付) (慶応元年)

尾五―三一五

(明治二年)

〔徳川〕

横一

〔御側寄物金上納帳〕

*「已暮 御側寄物金上納帳」「江戸役懸」「調印口御勘定帳」「割符書付入記戻」などが綴り込まれている。

尾五―三一六

明治二年二月

計吏〔徳川〕

横一

沃雪請払帳

尾五―三三 引継金納方并払送帳

(文化二二年
文政一〇年)

〔徳川〕

横

尾五―三五 〔御側寄物金借用之輩伺書等指立帳〕

(江戸後期)

〔徳川〕

横

*「西六月 御側寄物金借用之輩伺書等指立帳」〔御城御小納戸頭取、「申年 御有金之分正金引替調帳」「子正月 御貸渡金出入覚帳」などが綴り込まれている。

尾五―三五 〔元御小入方御払物調帳〕

(明治四年)

〔徳川〕

横

① 元御小入方御払物調帳 (明治四年)未二二月

② 元御小入方御払調帳 (明治四年)未二二月

③ 人足継立帳 (明治四年)未二二月 名古屋野呂瀬徳右衛門

尾五―三五 木破鉋屑初御払物帳

(明治)

宮繕掛〔徳川〕

横

*「湯屋作蔵」「湯屋石川」「湯屋弥助」「大工徳兵衛」「大工伊三郎」「石工九兵衛」「大小便」の項目で構成されている。

尾五―三五 〔明治二年 道中諸事勘定覚帳〕

(元治元年～明治四年)

〔徳川〕

横

① 登り道中諸事勘定覚帳 明治二年七月 古瀬桂三郎・御中間伝七

② 勝川谷岩村表迄 継人足賃代帳 (明治四年)未正月一九日 名古屋内家局

③ 御鑊炮同心出府記 慶応四年二月 御用人方

④ (長州戦争以降覚書) (元治元年～慶応四年)

⑤ (切入村々新田書上) (江戸後期)

尾五―三五 〔道中諸払立覚帳〕

(明治元年)

〔徳川〕

横

① 水野彦三郎殿随心中東筋相成候節道中諸遣高覚帳 (明治元年)辰九月一九日～同月二五日 児玉代右衛門・宮田忠次郎

② 人足賃金を初道中諸払立覚帳 一〇月 人別役 児玉代右衛門

尾五―三五 〔町人年賦返上金留帳〕

(文久元年～明治二年)

〔徳川〕

横

① 町人年賦返上金留帳 (文久元年～慶応元年) 御城役懸

② (地稅之部ほか金銭書上) (明治九年～同一年)

尾五―三〇 〔野面石坪数改メ上書上帳〕

(慶応三年)

〔徳川〕

横

*「慶応三年丁卯七月 野面石坪数改メ上書上帳」「卯歳道徳前新田御普請勘定帳」などが綴り込まれている。

番 号 表 題

年月日

作成者(差出↓宛所)

尾五―三六

〔西大手御普請雇人足日ノ帳〕

(明治二年〜同五年)

〔徳川〕

形態・数量
横 一

① 西大手御普請雇人足日ノ帳

明治二年六月

道徳前新田 庄屋・組頭

② 御手普請ニ付遣ひ人足賃錢渡方調帳

明治二年五月

(道徳前新田 庄屋・組頭)

③ 東ノ垵御普請ニ付日々土船人足覚帳

明治三年四月五日〜同月二七日

道徳前新田 庄屋・組頭

④ 午未両歳御普請殘金分勘定帳

明治四年一〇月

道徳前御新田 庄屋

⑤ 西ノ垵御普請御雇人足書上帳

明治五年二月二八日〜三月一九日

道徳前御新田 庄屋・組頭

⑥ (人足書上帳)

(明治)

(道徳前新田 庄屋・組頭)

⑦ (御普請ニ付書上)

(明治)

(道徳前新田 庄屋・組頭)

尾五―三三

〔地租上納帳・伊藤江預金利分渡判帳〕

(明治五年〜同二六年)

〔徳川〕

横

① 地租上納帳

(明治五年) 壬申年一〇月

第六大区七小区 本所吉岡町廿二番地 地所角田辰三郎

② 伊藤江預ケ金利分渡判帳

(明治六年六月〜同一年一月)

御用部屋

※〔女中頭〕「山路」「多満」「岩井」「平野」ほか奥女中などへの渡金を書き上げられたもの。

尾五―三三

宝印別段御用諸色注文帳

明治三年二月

東内家局(徳川)

横

*表紙に掛紙あり。「宝印」は一二代当主徳川齊荘の女鈎姫(鈎姫)のことか。

尾五―三四

〔大奥御払物調帳〕

(明治五年)

〔徳川〕

横

① 新御屋敷之分 大奥御払物調帳

(明治)

※払品物には番号が付けられ払い下げ先の名前が記載される。

② 東御屋敷ろ之分 大奥御道具調帳

(明治五年) 壬申三月二日

※表紙に「壬申三月廿二日 金子帳面写添女中頭江廻し済」と記載されている。

尾五―三五

〔女中勤人数・船中入用買上物〕

(明治元年)

〔徳川〕

横

① 当時勤人数(奥女中名前書上)

(明治元年) 辰年

② 船中入用買上物

六月〜七月

※「船中入用買上物等仕払帳」「船中飯米并野菜とも日々雑用」の項目がある。

尾五―三六

〔女中向頼用調〕

(弘化四年〜明治五年)

〔徳川〕

横

一

① 女中向頼用調 弘化四年二月

※「男子向」も記載される。

② 未暮番茶代取立帳 (明治五年)申正月一七日 御用達

尾五―三六

鈎姫様へ御引移御婚礼に付殿様江御色直し前ニ被進

(明治四年)

横 一

〔鈎姫様御婚礼記録〕

*鈎姫(鈎姫・一二代当主徳川齊莊の女は、明治四年正月二十九日に松平乗命(岩村)に嫁す。同年四月一三日に死去。

尾五―三六

〔御祝式御次第書〕

(明治)

〔徳川〕

横 一

① 御祝式御次第書案(時磨様御引移ニ付) (明治)

※表紙に「留出来」と朱書あり。時磨は晨若(のちの徳川義禮)のことか。義禮は明治九年に養子聞届、同一三年に家督相続し一八代当主となる。

② 正四位様御始御招請之節御次第書 (明治)

※表紙に「留出来」と朱書あり。

③ 御規式御床飾御膳部御直段帳 (明治九年)子五月 中嶋忠兵衛↓御役所様

④ 御帶物御拵書 明治九年五月

※表紙に「留出来」と朱書あり。刀・脇差・短刀の拵書。

尾五―三六

御結納覚書(利姫御結納ニ付)

(安政三年)

*利姫は一二代当主齊莊の女。嘉永四年一月に浅野慶熾へ御縁組を仰せ出され、安政三年一二月に御結納、御引移御婚礼。

尾五―三七

御手元御小遣帳(徳川慶勝御小遣帳)

(明治五年)申二月

(御小納戸)(徳川)

横・小 一

〔同六年〕酉一〇月

*桑御簞笥御金の内より出金したもの。写真買上代や芝居見物料・人力車代などが書き上げられる。

尾五―三七

倉出賃錢渡判帳

(明治三年)同四年

内家局(徳川)

横・小 一

尾五―三七

〔両街道為御差登女中御入用〕

(明治)

〔徳川〕

横・小 一

*〔両街道為御差登女中入用〕「静岡行」「御上京御入用請取」が綴り込まれている。

尾五―三七

〔御預り金送帳〕

(文化一四年

御家老共

横・小 一

〔文政一〇年〕

*「引継金覚」「御目付方預り金覚」で構成されている。

尾張徳川家文書目録(九)

番 号 表 題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

尾五―三五四

〔万延二年借用金返済覚帳〕

(万延→明治)

戸山御小納戸役所

横・小 一

*表紙に「一洪谷三左衛門借用金書類 一大奥廻り御金受取判物 一潰銀目方書付 壬申六月廿八日 服部善十郎申継物」と墨書された掛紙がある。「演説歎願書取」ほか書状数点が綴り込まれている。

尾五―三三五

〔弘化―文久秋葉山油料渡帳〕

(弘化→明治)

〔徳川〕

横・小 一

① 秋葉山油料残積金帳 弘化四年正月 御広敷御用達

※裏表紙に「此油料御勝手方取扱 加藤平左衛門」と墨書された掛紙がある。

② 秋葉山万燈之真油料渡帳 文久二年四月 御広敷御用部屋

③ 秋葉山万燈之真油料扣帳 (文久元年→明治四年) (御広敷御用部屋)

尾五―三三六

〔比丘尼・勤御免女中宛行改革調〕

(明治)

〔徳川〕

縦 一

*〔比丘尼御充行御改革調〕「御比丘尼禄制調下書」「勤御免女中御宛行御改革調」の項目で構成される。それぞれ「是迄之被下高」と「御改革被下高」が記載される。

尾五―三三七

良姫様御髪置御三歳御祝御召服出来留

明治四年

家従〔徳川〕

縦 一

〔良姫様御髪置御祝御召服留〕

*〔当十一月 良姫様御三歳御祝ニ付御召服御入用積書〕〔近江屋市左衛門〕、「当十一月 良姫様御三歳御祝ニ付御召服御入用積書」〔伊藤次郎左衛門〕などの項目で構成される。良姫は一四代・一七代当主徳川慶勝の女。

尾五―三三八

富姫様御色直御召服等出来方一巻

明治四年

(家扶頭取)〔徳川〕

縦 一

*書状が多数括り付けられている。富姫は一四代・一七代当主徳川慶勝の女。

尾五―三三九

〔鈞姫様御婚礼御入用帳〕

明治四年

〔徳川〕

縦 一

*〔明治四未正月 鈞姫様御婚礼御入用帳大下綴〕〔明治三年十二月 宝印御婚礼御入用請払帳〕〔御用懸り〕、「鈞姫様岩邑江御引移之節書御道中御入用払帳」〔古瀬〕、「鈞姫様御縁組御召服御金諸色廻帳」などの項目で構成されている。鈞姫は二二代当主徳川斉荘の女。明治四年に松平乗命(岩村)へ嫁す。

尾五―三三〇

〔貞慎院様・鈞姫様御附女中禄制再考調〕

(明治)

〔徳川〕

縦 一

① 貞慎院様・鈞姫様御附女中禄制再考調 (明治)

※貞慎院は田安斉匡の女で二二代当主徳川斉荘の正室猶姫、鈞姫は斉荘の女。

② 高須御附女中御宛行御改革調 (明治)

※「是迄之被下高」と「御改革被下高」が記載されている。

③ 高須御附女中祿制再考調 (明治)

④ 御引越御入用御暇女中下宿御入用 (明治)

尾五―三六

〔東御屋鋪御暇女中下宿留〕

(明治)

〔徳川〕

縦 一

*「東御屋鋪御暇女中下宿留」「御方々様御東行船荷物ひかえ」「新御屋敷分蒸氣船積并和船積番立」などの項目で構成される。挟み込みや綴り込みの書状が多数あり。

尾五―三六

東京江女中向御差登取扱巻

明治四年

家従〔徳川〕

縦 一

*「女中東京江為指登之模様二付内密」「東京江御差下女中道中諸色調帳」「八月廿七日立九月九日着 東京行女中頭御側仕等名前泊割書写」などの項目で構成される。書状の貼り付け・挟み込み多数あり。

尾五―三六

〔東京江為御指登御宮殿一卷〕

明治二年

〔徳川〕

縦 一

*「明治二年巳三月 東京江為御指登御宮殿一卷」などが綴り込まれている。自證院に安置されている源懿様(二代当主徳川斉荘)の木像などの指登に関するもの。

尾五―三六

女中内密留

慶応三年

(御広敷)

縦 二

第一冊 女中内密留(一) 慶応三年 (御広敷)
※女中の任免や扶持などに関する書付をまとめたもの。

第二冊 〔女中内密留二〕 慶応三年 (御広敷)

尾五―三六

女中取扱留

(慶応四年～明治二年)

御用達

縦 一

*女中の任免や扶持などに関する書付をまとめたもの。

尾五―三六

〔明治二年 老女留〕

(明治)

御広敷御用人・副知事補助〔徳川〕

縦 一

*奥女中の手当・宛行など諸渡物に関する書付をまとめたもの。

尾五―三六

御用留

(慶応四年～明治三年)

御年貢地懸

縦 二

*「巻」から「百七拾」までの細目が記載される。

第一冊 慶応四辰年より明治五申年迄 御用留(一) (慶応四年～明治二年) 御年貢地懸

※「巻」から「六十三」までの細目記事が記載される。貼り付け書状あり。

第二冊 〔慶応四年 御用留二〕 (明治二年～同三年) (御年貢地懸〔徳川〕)

※「六十四」から「百巻」までの細目記事が記載される。貼り付け・挟み込み書状多数あり。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

尾五―三八

〔御手筒組御用留帳〕

(文久三年～明治四年)

縦 三

第一冊 御用留帳(文久以降 尾藩御手筒組御用留帳 一)

(文久三年～慶応元年)

※一四代当主徳川慶勝や一六代当主徳川義宜の上京御供などに関する記事が記載される。

第二冊 〔御手筒組御用留帳 二〕 (慶応元年～同四年)

※調練に関する記事多数。

第三冊 〔御手筒組御用留帳 三〕 (明治三年)

※西洋式銃請取・英学者雇入ほか軍事に関する記事が多数。また、書付や覚書などが貼り付けられている。

尾五―三六

御家来留

(明治三年～同五年)

縦 一

*御家来の藩庁出仕や遊学・貫属替などに関する書状をまとめたもの。

尾五―三五

御用留(道徳前新田御用留)

(文久三年～慶応三年)

御年貢地懸

縦 四

「壹」から「百五十一」までの細目が記載される。

第一冊 文久四子年ヨリ御用留 (文久三年～慶応元年)

御年貢地懸

※表紙に「慶応四辰年より新帳二成」と朱書あり。「壹」から「三十三」までの細目記事が記載される。書状の貼り付け・挟み込みあり。裏表紙に「道徳前新田御用留」と墨書あり。

表紙に「道徳前新田御用留」と墨書あり。

第二冊 (文久四年御用留 二)

(元治元年～慶応二年) (御年貢地懸)(徳川)

※「三十四」から「七十弐」までの細目記事が記載される。

第三冊 (文久四年御用留 三)

(慶応二年～同三年) (御年貢地懸)(徳川)

※「七十三」から「百拾六」までの細目記事が記載される。挟み込み・貼り付け文書あり。

第四冊 (文久四年御用留 四) (慶応三年)

(御年貢地懸)(徳川)

※「百十七」から「百五十一」までの細目記事が記載される。裏表紙に「文久四子年ヨリ慶応三卯年マデ御用留」と墨書あり。

尾五―三五

大熙院様御列再御加判手前諸事留

(嘉永三年～同六年)

縦 四

第一冊 大熙院様御列再御加判手前諸事留(一)

(嘉永三年～同四年)

第二冊 (嘉永三年 大熙院様御列再御加判手前諸事留 二)

(嘉永四年)

第三冊 (嘉永三年 大熙院様御列再御加判手前諸事留 三)

(嘉永四年～同五年)

第四冊 (嘉永三年 大熙院様御列再御加判手前諸事留 四)

(嘉永五年～同六年)

尾五―三五 御留川留

(慶応三年)

御年貢地懸(徳川)

縦

三

*「巻」から「式百六十」までの細目がある。

第一冊 御留川留(上) (慶応三年) 御年貢地懸(徳川)

※「巻」から「七拾四」までの細目記事が記載される。書状の貼り付けあり。

第二冊 〔御留川留中〕 (慶応三年) (御年貢地懸)(徳川)

※「七拾五」から「百六十四」までの細目記事が記載される。書状の貼り付けあり。

第三冊 〔御留川留下〕 (慶応三年) (御年貢地懸)(徳川)

※「百六十五」から「式百六十」までの細目記事が記載される。

尾五―三六 〔上畠裏御役宅修理留〕

(弘化四年)

〔御小納戸頭取〕(徳川)

縦

一

*書状の貼り付けあり。

尾五―三五 上畠裏御屋敷内御茶屋向等取建二付神社引建方一卷

(弘化二年)

〔御小納戸頭取〕(徳川)

縦

一

〔弘化元年 上畠裏御茶屋取建二付神社引建一卷〕

尾五―三六 上畠御屋敷内御茶屋向等御取建一卷

(弘化元年～同二年)

〔御小納戸頭取〕(徳川)

縦

一

*図面・葉書の括り付け・挟み込みあり。

尾五―三七 御打物類入記

(明治五年)壬申

建中寺(徳川)

縦

一

*靈仙院様(二代当主徳川光友の正室千代姫)・泰心院様(三代当主徳川綱誠)・瑞龍院様(二代当主徳川光友ほかの御太刀・御脇差などを書き上げたもの。

尾五―三六 西本願寺宗本坊由緒書(写)

文政五年四月

本坊(徳川)↓寺社御奉行所

縦

一

尾五―三九 〔真廣寺外由緒書〕(写)

文政五年四月

〔徳川〕↓寺社御奉行所

縦

一

*真廣寺(浄土真宗西派)・教順寺(同上)・浄願寺(浄土真宗東派)・心海寺(同上)の由緒を書き写したもの。

尾五―四〇 由緒書(熱田誓願寺由緒書)(写)

(文政五年)四月

熱田誓願寺↓寺社御奉行所

縦

一

*名古屋藩庁杜寺御掛に宛てた熱田誓願寺の歎願書(明治四年)が挟み込まれている。

